

松江地域保健医療対策会議と松江構想区域地域医療構想調整会議について

- ◎松江地域保健医療対策会議は、「圏域における保健医療計画の策定並びに進行管理及び保健医療に関する諸課題を検討し、圏域における保健医療の充実を図る」ことを目的に設置
- ◎地域医療構想調整会議は、医療法第 30 条の 14 第 1 項に定める協議の場として設置
 - ・医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議
- 島根県地域医療構想調整会議設置要綱第 2 条第 2 項により、「保健所長は、別の名称の会議について、地域医療構想調整会議と位置づけることができる。」とされ、保健医療対策会議は地域医療構想調整会議に位置づけ
 - ・地域医療構想調整会議は、全体会議、関係者会議及び個別調整会議の 3 つの種別に区分し、会議の種別ごとに基本の議事が定められ、それ以外の議事の協議や別の種別の会議で協議することは妨げないとされている。(各会議の主な議事は下図を参照)
 - ・松江地域保健医療対策会議設置要綱第 6 条に基づき設置している「医療・介護連携部会」は、関係者会議に位置づけ
- R1. 10 月に島根県地域医療構想調整会議設置要綱の改正が行われ、関係者会議の協議事項に「外来医療提供体制の確保に関する協議」が追加となった。
 - ・松江構想区域は外来医師多数区域であるため、令和 2 年度から調整会議で新規開業者の届出に記載された「地域で不足する外来医療機能を担うこと」への合意状況の確認も行う
 - ・新規開業者に合意する意思表示がない場合は、臨時に協議の場を開催
 - ・協議の結果は公表することとなる 協議は持ち回りや新規開業者に意見書提出など簡素化は可
- 地域医療構想調整会議については、厚生労働省地域医療計画課長通知(平成 30 年 2 月)により「会議資料、議事録はできる限りホームページ等を通して速やかに公表する。」とされている。

地域医療構想に関する検討体制

